



## 仮設校舎で門松づくり



松波小仮設校舎 12月10日  
写真：松波小学校PTA

発行：能登町 編集：総務課（C）仮設校舎  
〒927-0049 石川県能登郡能登町宇出津1-50番地1  
TEL: 076-81-0000  
FAX: 076-81-0001  
Eメール: info@nottop.jp

## 火星最接近ってどんな現象？

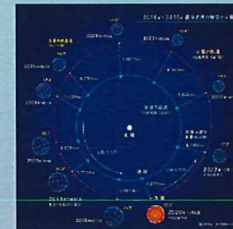


### 続☆星のささやき

宇宙の不思議  
まじで！仮面

図星の観察館「満天星」 ☎ 76-0101

皆さま、明けましておめでとうございます。  
さて、今年の1月12日には、火星の最接近という現象が起こります。  
地球や火星をはじめとする太陽系の惑星は、それぞれ太陽の周りを回る通り道（軌道）があります。中でも、地球と火星の軌道はお隣りです。軌道の上のどこにいるかは時々違うのですが、地球と火星の距離が近づくときがあります。それが、地球が火星を追い越す時です。（参考の添付画像は2020年のものです）  
地球と火星はそれぞれ公転する速度が違います。公転周期は、地球が365日、火星が687日で、地球の方が速く公転しています。そのため、地球は火星を追い越す瞬間があります。これは運動会の徒走などで、トラックの内側の選手が外側の選手を追い越す様子に似ています。この追い越す時のことを、火星の最接近と呼ぶのです。この最接近は約2年2か月周期で起こります。次回の最接近は2027年2月20日です。  
今の時期、火星は東の空で見ごろです。美しい赤色を目印に探してみてください。今は火星と地球の距離が近づいているんだなと思いながら空を見上げてみてくださいね。



### 【プラネタリウム情報】

平日：13:00～、15:00～ 休日：11:00～、13:00～、15:00～  
高校生以上550円、小中学生330円、幼児無料 各回定員100名

## 宇出津港のと寒ぶりまつり 2025

日時：1月19日（日） 10時～15時（オープニングイベント9時30分～）  
会場：大屋根広場（みなとのニワ いやさか広場）



【午前9時30分～】  
オープニングイベント  
出演 弥栄太鼓



【午前10時30分～】  
寒ぶり解体ショー  
【午前11時30分～  
午後1時30分～】  
ぶりのふるまい



【午前10時～午後3時】  
グルメメント村



図 寒ぶりまつり実行委員会（能登町商工会内） ☎ 62-0181



この印刷物は、E3PAのゴールドプラ  
ス基準に適合した地球環境にやさし  
い印刷方法で作成されています。  
E3PA：環境保護印刷推進協議会





能登町議会議長  
金七 祐太郎



能登町長  
大森 凡世

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

昨年は、元日の未曾有の大災害となった能登半島地震に始まり、九月には奥能登豪雨が私たちを襲いました。災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今なお、住み慣れた故郷を離れての避難生活や、仮設住宅での生活を余儀なくされている方々の心情を思うと心が痛みますが、皆様の安全と一日も早い復興に向け全力で取り組んでまいります。

この一年、町民の皆様におかれましては、大変な困難やご苦労があったと思います。皆様のお気持ちや願いを大切に復興への歩みを進めていかなければなりません。

令和七年の年頭にあたり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

昨年は能登半島地震、奥能登豪雨と二度の大災害が発生し、家屋や事業所や学校施設等に甚大な被害をもたらしました。また道路や電気ならびに上下水等ライフラインも寸断され、すべての町民が被災者となり、同様の被害は能登半島全体に及びました。

ここに改めて、震災と豪雨により、尊い命を亡くされた方、ご遺族の皆様にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

また、この場をお借りして、発災より多大なるご支援をいただいた皆様へ、心より感謝を申し上げます。

町では復興計画を策定し、①住宅・店舗等の再建、生活や産業の再生、②早期復興による人口流出阻止、③力強い未来を創造といった三つの基本理念の下、復旧・復

議会の活動といたしましては、町の復興対策本部に協力、連携するため、昨年四月に「能登半島地震復旧・復興連絡協議会」を設置しました。協議を重ね、九月には、議会から町へ「能登半島地震からの復興に向けた提言書」を提出いたしました。

また、十一月に開催した「議会と語る会」では、たくさんの町民の皆様に参加いただき、数多くのご意見を賜りました。皆様の生の声を町政にしっかり届けるとともに、説明責任を果たすため、議員一同、議会活動に邁進する所存であります。

また、令和5年3月に設置した「なり手不足解消調査特別委員会」では、議会や議員の役割や活動が住民に十分に浸透していないこと

興を実現するまでの期間を県の創造的復興プランの計画期間と合わせ9年間とし、復旧期（2年間）、再生期（3年間）、創造期（4年間）に分け、取り組むこととしております。

「能登の里山里海」に育まれてきた私たちの暮らしは深い傷を負い、今後の生活に不安を抱えていることも多いかと思えます。

それらを解消するために、町は復興計画にもつき「次世代が希望を持てる持続可能なまちづくり」に全力で取り組んでまいります。

ここで、東日本大震災で大きく報道された気仙沼市の階上中学校の卒業式での答辞を紹介したいと思います。「生かされた者として顔を上げ、常に思いやりの心を持ち、強く・正しく・たくましく生きていかなければなりません。命の重さを知るには、大きすぎる代償でした。しかし、苦境にあっても、天を恨まず、運命に耐え、助



を踏まえ、わかりやすく親しみやすい議会運営が、なり手不足解消につながると思い、更なる議会改革を進めることといたしました。予算常任委員会を新設し、審議の充実を図ることや、委員会の出席や議会にかかわる手続きのオンライン化を可能とするため、委員会条例や会議規則の改正を行いました。議会および議員がその役割の重要性を再認識し、住民を代表する機関として、二元代表制の趣旨のもと活動してまいります。

今年は、震災からの復興を最優先に、町民の皆様とともに歩んでまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。終わりに皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

け合って生きていくことがこれからの私たちの使命です。」と述べられました。

「能登の里山里海」で暮らす私たちは、海・山と離れて生活することはできません。天（自然）を恨まず、この美しい里山里海を子や孫に引き継いでいくために、自然の驚異を知った私たちだからこそできる、自然に生かされ、自然を活かした能登町を復興してまいりたいと考えています。

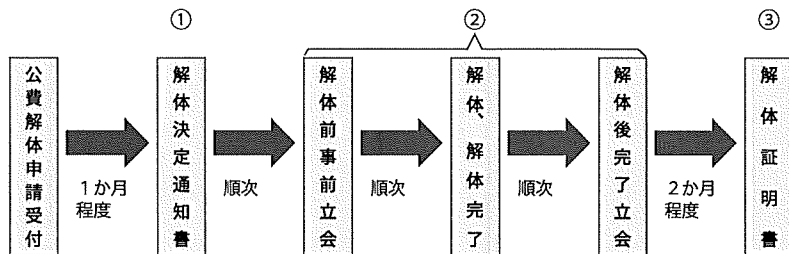
そして、この震災と豪雨災害から私たちが復興していく姿を多くの方に見ていただき、この教訓を伝えていくことが、ご支援くださった皆様への恩返しだと考えております。

結びに、引き続き全力で復旧・復興にあたつてまいりますので、本年も町政により一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様にとりまして幸多き年となりますようご祈念申し上げます。年頭のごあいさつといたします。



## 公費解体申請後の流れについて

- 公費解体を申請いただいたものについて、解体に向けて順次手続き等を行っております。
- ①解体決定通知書は申請後1か月程度で発送しています。その後、事前立会を行った上で、解体を行います。
  - ②解体時期は、解体希望時期や地域の実情等を加味し、解体を行っておりますので、業者からの連絡をお待ちください。
  - ③解体証明書は、解体後の完了立会を行ってから2か月程度で発送しています。証明書には減失登記について記載してありますので、内容を確認の上、必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。



※所要期間はあくまで目安ですので、前後する場合があります。

## 令和6年奥能登豪雨に係る能登町被災者生活支援金制度について

令和6年9月21日の令和6年奥能登豪雨で居住する住宅が半壊以上の被害を受けた世帯に対して、令和6年能登半島地震と同様に被災者生活再建支援金の申請を受付しております。対象となる世帯は、申請期限日までに忘れずに申請してください。

### ●能登町被災者生活再建支援金

- ★基礎支援金
  - ・全壊世帯、半壊解体世帯 100万円
  - ・大規模半壊世帯 50万円
- ★加算支援金
  - ・全壊、半壊解体世帯、大規模半壊世帯
    - 建設・購入 200万円
    - 補修 100万円
    - 賃貸住宅 50万円
  - ・中規模半壊、半壊世帯
    - 建設・購入 100万円
    - 補修 50万円
    - 賃貸住宅 25万円

※世帯の人数が1人の方は、支援金が3/4となります。

- 申請期限日
  - 基礎支援金 令和7年10月20日㊤
  - 加算支援金 令和9年10月20日㊤

- (注) 罹災証明書の罹災原因が、令和6年奥能登豪雨及び令和6年能登半島地震と記載されたものについては、令和6年能登半島地震として支援金申請を受付いたします。

★詳細については、能登町住民課までお問い合わせください。

㊤ 住民課 ☎62-8510

## 能登町住宅復旧支援事業のお知らせ

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により「準半壊」、「一部損壊」の被害を受けた住家について修繕・リフォーム工事を行った場合にその費用の一部を補助します。

- 対象工事 被災した住家の屋根や壁、ドア等の開口部、風呂・トイレなどの衛生設備、上下水道の配管など、日常生活に必要な不可欠な部分にかかる **50万円以上の修繕・リフォーム工事**  
 ※準半壊の方は、災害救助法による住宅の応急修理で補助を受けた工事費を含めることができます。  
 対象外の例：外構工事（土間コンクリート除く）、エアコンやテレビなどの家電製品等の修繕・購入など
- 対象世帯 以下の①～③の条件をすべて満たす者
  - ①町内に居住し、住家の罹災証明書の被害区分が「準半壊」または「準半壊に至らない（一部損壊）」の世帯
  - ②被災した住家において、上記の対象工事を行い、支払いが済んでいる  
 ※修繕・リフォーム工事を2回以上行われた場合には、その合計額が50万円以上となれば、補助対象となります。
  - ③石川県義援金（全住民一律5万円）の給付を受けている
- 補助額 準半壊世帯：上限30万円 一部損壊世帯：定額15万円
- 補助金の振込先 石川県義援金（全住民一律5万円）が振り込まれた口座
- 必要書類 ①修繕工事の内容を確認できる見積書及び領収書等の写し ②施工完了写真
- 申請期間 令和6年11月14日㊤～当面の間 ※12月28日㊤～1月5日㊤はお休み。
- 受付場所 能登町役場1階 里海ラウンジ（平日のみ：9時～16時）※総合支所・支所では受付できません
- 注意事項
  - ・非住家（納屋や蔵、別荘など）は補助の対象外です。
  - ・同一住宅（一戸）に2世帯以上が居住している場合でも、申請は原則一戸あたり1回までとなります。

### ■補助金額の算出例

|    | 被災区分 | 工事費①     | 応急修理で補助を受けた工事費② | 補助対象工事費①-② | 補助金額     |
|----|------|----------|-----------------|------------|----------|
| 例1 | 準半壊  | 500,000円 | 343,000円        | 157,000円   | 157,000円 |
| 例2 |      | 700,000円 | 343,000円        | 357,000円   | 300,000円 |
| 例3 | 一部損壊 | 500,000円 | -               | 500,000円   | 150,000円 |

㊤ 総務課危機管理室 ☎62-8533

## 奥能登クリーンセンターへのごみ直接搬入再開とゴミ出しルールについて

能登半島地震以降、直接のごみ受け入れを停止しておりました奥能登クリーンセンターについて、令和7年1月6日㊤より通常の営業を再開いたします。

搬入できるごみの種類や料金については、被災前と同様ですので、ごみ分別冊子をご確認のうえ搬入してください。搬入の際には奥能登クリーンセンター（☎62-8222）へ事前連絡し、ごみを降ろしやすいよう分別のうえ持ち込んでください。

また、ごみステーションでのごみ出しについて、ルール違反のごみが放置される事案が見受けられます。ごみステーションは地域の皆様方の協力により清潔に保たれています。皆さん一人ひとりが収集ルールとマナーを守って地域で決められたごみステーションに持ち出していただき、ルール違反のごみについては出した人が再度分別のうえ、ゴミ出しにご協力をお願いいたします。

㊤ 住民課 ☎62-8510

## 能 文化の灯を絶やさぬため発表の場を再生 登町文化協会 文化のつどい

11月3日、コンセルのとで文化のつどいが開催され、舞踊や歌謡、コーラスなどの様々な芸能発表が行われました。

初めに、能登町文化協会の濱高芳美会長が挨拶に立ち、毎年行われていた能登町民文化祭が能登半島地震の影響で中止になった経緯と、それでも出演団体の皆さんと協力して、文化のつどいという形で発表の場を確保できた喜びを語りました。



コンセルのとに設えられた書道作品展示場

舞台上で発表に臨む出演者ら



この日は舞踊やコーラスなどの様々な演目が披露され、町の芸能文化の健在ぶりを示しました。

また、文化の日の前後にあわせ、書道展や絵画・写真合同展などの芸術部門の作品展示も行われました。

## 北 国内最高峰リーグ選手が実演指導 国ハニービー石川松波小でハンドボール教室

11月12日、松波小学校で北国ハニービー石川によるハンドボール教室が行われました。

ハニービーは国内最高峰の日本ハンドボールリーグで10連覇を果たした強豪で、名前の由来となった「働き蜂のように小さいのによく動く」というコンセプトに則った機動力の高いチームです。

この日児童らは腕全体を使ったボールの投げ方や受け方、ドリブル、シュートの基本を教わったほか、選手への質問や記念撮影も行いました。



シュート練習する児童

模擬選挙を体験する生徒



## 令和6年度中学生有権者育成事業

11月19日、柳田中学校3年生を対象に選挙の出前授業が行われました。

生徒らは、日本の選挙制度の歴史や概要を学んだあと、町職員らの指導のもと投票から開票に至る一連の模擬選挙を体験しました。

この事業は、将来の有権者である中学生に、選挙の仕組みや大切さを理解してもらい、自ら考え投票することの重要性を学んでもらうことを目的に実施しており、今年も町内4中学校の3年生を対象に行われました。

## 東 100人を超える児童生徒が参加 京ヤクルトスワローズ野球教室

11月9日、柳田野球場でプロ野球東京ヤクルトスワローズが野球教室を行いました。

今回の野球教室は、能登半島地震と奥能登豪雨で被災した奥能登の球児への応援と野球振興を目的に開催されたもので、奥能登地区の中学校野球部員や児童野球チームの選手ら113人が参加しました。



投球フォームの指導風景



スワローズ3選手との記念撮影

指導に当たったのは、高橋喬二（たかはし・けいじ）選手と小澤伶史（こざわ・れいじ）選手、北村拓己（きたむら・たくみ）選手です。

子どもたちは投球動作や捕球動作、スイング動作の指導を受けたことで、自らの課題や通常練習への取り組み方など、多くのことを学ぶことができました。

また、練習外時間には記念撮影や用具の贈呈も行われ、とても有意義な時間を過ごしました。

## 災 官・民・学の連携により町の防災強靱化を図る 害対応検証に係る共同研究協定を締結

兵庫県立大学・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（MUFG）と、令和6年能登半島地震における災害対応検証に関する研究を共同で行うことに合意し、11月8日能登町役場にて共同研究協定締結式を執り行いました。

令和6年能登半島地震において、初動体制や避難所運営、さらには受援のあり方等の多くの問題に直面しました。これらの課題を検証し、検証で得た結果を町の防災体制強化につなげます。

兵庫県立大学は発災直後より町に支援に入り、MUFGは宮城県気仙沼市や熊本県益城町とも共同研究を行っています。

### 令和6年能登半島地震災害対応検証に係る共同研究協定締結式



左から青田教授、大森町長、植村常務執行役員

（左）瑞宝双光章 芳野さん （右）大森町長



## 令和6年秋の叙勲管内受賞者 芳野眞琴さんに瑞双章を授与

11月3日付で、内閣府は令和6年秋の叙勲を発令しました。能登町では芳野眞琴さんが瑞宝双光章を授与され、長年にわたる事業の功労を称えられました。

瑞宝双光章は公共的な職務の複雑度、困難度、責任の程度等を評価し、職務をはたし成績をあげた人がその栄誉を受けるとされています。

芳野さんは日本郵政公社職員として永く特定郵便局長の職責を果たし、地域の郵政事業の要として力を尽くしたことが今回の栄誉の決め手と考えられます。



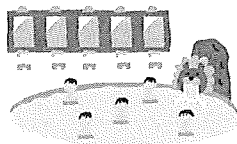
## 公衆浴場で無料入浴の支援が受けられます

令和6年能登半島地震又は奥能登豪雨で被災された方で、入浴設備の被災により入浴ができない方を対象に無料入浴の支援が受けられます。

※みなし仮設住宅と応急仮設住宅、公営住宅の入居世帯は対象外となります。

### 【支援内容】

- ・入浴料金が「無料」となります。
- ・実施期間は「当分の間」とし、終了時期は別途お知らせします。
- ・タオル、せっけん、シャンプーなどは各自の負担となります。



### 【実施施設】

国民宿舎能登やなぎだ荘、国民宿舎能登うしつ荘、ラプロ恋路、真脇ポーレポーレ、セミナーハウス山びこ 以上5施設

### 【利用手順】

- 手順1 役場復興推進課に申立書を提出します。
- 手順2 役場復興推進課が申立内容を確認し、「無料入浴証明書」を即日発行します。
- 手順3 上記5施設のいずれかに無料入浴証明書を提示して利用できます。

※申立書は役場復興推進課の窓口にあります。本人確認書類を提示のうえ、ご本人に記入していただきます。

☎ 復興推進課 ☎ 62-8529（受付時間 平日8:30～17:00）

## 令和6年度 中小企業退職金共済掛金（中退共）補助金について

中小企業退職金共済制度（以下、中退共制度）へ新しく加入した事業主に対し、支払った掛金の一部を補助します。国からの助成金と併用して受け取ることができます。

### 【対象者】 次のいずれにも該当する事業者

- ・1年以上同一事業を営んでいること
- ・新たに加入した事業者が退職金共済契約に基づく掛金を、契約を締結した日の属する月から起算して12か月分を納付していること
- ・町税を滞納していないこと

### 【対象掛金】

令和5年2月から令和6年12月までの期間に納付した掛金（※12か月分）

### 【補助金額】 対象掛金の20/100以内（従業員1人につき12,000円/年を上限）

### 【申請期限】 令和7年2月末

※対象となる事業者には、中小企業退職金共済からの報告をもとに、令和7年1月下旬に申請書類一式を郵送します。

☎ ふるさと振興課 ☎ 62-8526

## 被災した住宅・空き家を修繕・活用しませんか？

（石川県支援事業）

- ・建築士や不動産活用事業者が、修繕方法や修繕費用の相場、関心のある活用事業者などを調査します。
- ・それらをもとに、専門スタッフが修繕して住み続けることや活用事業者に譲渡することなどの相談に応じます。
- ・調査や相談は無料ですので、お気軽にお問合せください。

### <調査・相談の流れ>

- ① 所有者から調査依頼を受け付けます
- ② 現地で家屋を調査します
- ③ 調査結果を所有者へ報告します
- ④ 所有者の検討の相談に乗ります

被災家屋の調査  
相談窓口

全国古民家再生協会石川第一支部（石川県金沢市南新保町へ32-1）  
☎ 076-234-3061 FAX:076-203-3060  
Email: kominka.ishikawa@gmail.com



## 令和6年9月豪雨被害に伴う上下水道料金特別減免について

令和6年9月の豪雨によって家屋等が浸水し、清掃等で水道水を使用、または濁水を排出したことで上下水道料金が上がった場合、減免申請を行うことができます。ただし、対象地区は五十里浄水場及び柳田浄水場配水区域に限りです。

### ○特別減免措置の対象となる上下水道料金

令和6年10月と11月請求分（両月共に申請可能）について前年同月の請求額と比較し高くなった分が対象です。

|               |                    |            |           |
|---------------|--------------------|------------|-----------|
| 例：令和6年10月請求料金 | 水道 4,930円          | 下水道 2,970円 | （減免対象月）   |
| 令和5年10月請求料金   | 水道 2,130円          | 下水道 1,650円 | （前年同月）の場合 |
| 令和6年10月請求料金   | （減免前請求額）水道 4,930円  | 下水道 2,970円 |           |
|               | ⇒（減免後請求額）水道 2,130円 | 下水道 1,650円 |           |

### ○申請書類

上下水道料金減免申請書（令和6年9月豪雨特別減免）

※申請書は能登町ホームページからダウンロードしていただくか役場窓口にてお求めください。

### ○受付期間

令和7年2月28日◎まで

### ○申請書提出先

建設水道課、柳田・内浦総合支所、小木・鶴川支所

## 町復興計画（最終案）のパブリックコメントを実施します

町復興計画（最終案）について、町民の皆さまから広くご意見を募集するため、パブリックコメント（町民意見募集）を実施します。

■意見等を募集する件名 能登町復興計画（最終案）

■意見等の募集期間 1月8日④～28日④

町復興計画（最終案）と意見書の様式は、役場復興推進課、各支所、各公民館でご覧いただけます。また、町ホームページでも公開します。

■意見等を提出できる方

- ・町内に住所を有する者
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- ・町内に通勤又は通学する者

■意見書の提出方法

ご意見のある方は、意見書に必要な箇所及び意見等を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

※電話や来庁（口頭）による意見の受付は行いませんのでご了承ください。

- ・郵 送 〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字出津ト字50番地1 能登町役場復興推進課
- ・E-Mail fukkousuishin@town.noto.lg.jp
- ・FAX 0768-62-8507
- ・持 参 能登町役場2階 復興推進課  
午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

☎ 復興推進課 ☎ 62-8529

## 令和6年能登半島地震に伴う被災者見守り対策強化事業のご案内

能登町では、応急仮設住宅（建設型・みなし型）、に入居されている方、在宅避難者の方を対象に、避難生活における見守りを目的に緊急通報装置を貸与する事業を開始します。

次の要件に該当し、ご利用を希望される方は、申請をお願いします。

■対象者

- ①独居高齢者世帯・高齢者のみの世帯（65歳以上）
- ②要配慮世帯
- ③その他町長が必要と認める者（上記①～③に該当されない方もご相談ください）

■事業の主な概要

- 利用者に対し、緊急通報装置を貸与し、ご家庭に設置します。
- 緊急時に通報装置を押すと、緊急通報センターの看護師等の専門相談員が相談に応じます。  
また、必要に応じて自宅に駆け付けたり、救急車の出動を要請します。
- 利用者の安否確認するため、緊急通報センターから月1回ほど連絡をさせていただきます。

☎ 健康福祉課 ☎ 62-8515 又は、訪問に伺っている各相談支援員まで

## 令和7年 能登町二十歳のつどい

20歳の門出を祝う能登町二十歳のつどいを次の日程で行います。

日 時 令和7年1月12日⑧ 12時30分～ 受付  
13時30分～ 式典開始

会 場 能登町役場 2階大集会場

対象者 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの町立中学校卒業生及び在町者  
※広報への掲載は希望者のみです

インターネット生中継

当日はインターネットで式典の様子を生中継します。（YouTubeライブを予定）

放送方法については能登町ホームページでご案内します。

URL：<https://youtube.com/live/RW0guMO7tXs>

当日、役場1階里山ラウンジに視聴コーナーを設置します。



お願い 新成人者へのお祝いの祝電や花束などは、式典会場では受け付けませんので、ご自宅へお届けください。

【柳田地区】

|        |       |        |       |        |       |       |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 浅井 光太郎 | 池崎 悠太 | 井田 旺   | 上野 心葉 | 榎木 亜弥華 | 大平 涼夏 | 岡平 康祐 |
| 奥野 颯太  | 鍛冶 哲也 | 後藤 未来  | 酒谷 大  | 佐野 来夢  | 千徳 力稀 | 大古 梨奈 |
| 高木 龍希  | 滝元 結  | 棚田 歩来  | 谷屋 紗希 | 中口 彰人  | 仲谷 伶朗 | 中野 華愛 |
| 藤村 将伍  | 正木 悠翔 | 与野井 瑛史 |       |        |       |       |

【能都地区】

|        |       |        |       |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|
| 朝倉 凜   | 阿部 美羽 | 嵐 有希   | 伊藤 叶愛 | 井上 花音 | 猪平 光海  | 岩本 直也 |
| 上田 ケント | 大町 陽輝 | 大脇 東洋  | 折坂 結子 | 海淵 湧也 | 川端 愛莉  | 川原 祭史 |
| 木引 美里  | 九東 愛莉 | 坂本 佳恋  | 櫻井 柊人 | 里 椋平  | 佐野 愛里紗 | 澤井 竜月 |
| 敷平 航   | 高田 優衣 | 高森 虎之介 | 竹原 彩加 | 田邊 海輝 | 張 東亮   | 中谷 航希 |
| 中谷内 葵  | 野村 萌花 | 野村 陸   | 馬場 拓己 | 藤巻 恵人 | 藤巻 千春  | 府中 琴音 |
| 府中 希空  | 前田 祥互 | 牧 海音   | 水元 杏果 | 水元 健人 | 道下 愛菜  | 三井 鈴加 |
| 宮下 武輝  | 持木 峻  | 薬師 波那  | 矢知 健志 | 谷内 亮磨 | 山崎 奈乃佳 | 山岸 瑛汰 |
| 山本 亜依  |       |        |       |       |        |       |

【小木地区】

|         |       |         |        |       |        |          |
|---------|-------|---------|--------|-------|--------|----------|
| 板谷 海斗   | 上見 幸村 | 川端 舞夢花  | 谷口 朔弥  | 坪口 奈央 | 西谷内 瑛士 | 坂東 真緒    |
| 二又 涼乃   | 松本 心花 | 南山 桜良   | 八木 香璃  | 安田 藍  | 山田 樹   |          |
| アリス ドウイ | サントソ  | エム ソファン | セティソ   | エム ヌル | アジドニ   | ギラン ラマダン |
| ディマス    | マウラナ  | サトリオ    | ヌル ギオノ |       |        |          |

【松波地区】

|        |        |       |       |       |       |        |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 市濱 暁生  | 稲實 聖奈乃 | 井上 琳南 | 大倉 桃香 | 大鷲 晴香 | 小原 康生 | 加賀 圭太郎 |
| 鹿島 友喜  | 坂本 隆辰  | 高川 伊吹 | 田岸 亜子 | 竹中 聡  | 竹中 天夢 | 團子石 航太 |
| 出口 永遠  | 豊若 大和  | 中野 未由 | 鳴瀬 由大 | 濱田 葵雄 | 林 成夢  | 開 龍太   |
| 古屋 美乃里 | 南 染太   | 向井 愁生 | 山下 棕子 | 横田 京也 | 和田 心暖 |        |

☎ 教育委員会事務局 ☎ 62-8537

## 令和7年度 償却資産申告書の提出について

償却資産（固定資産税）の申告は2月28日⑥までに！

償却資産の所有者は地方税法の規定により、賦課期日（毎年1月1日）現在について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価額・耐用年数・その他必要事項を当該償却資産が所在する市町長へ申告することが義務付けられています。

申告義務が生じる方は、申告期限内に必ず申告書の提出をお願いします。

なお、詳細については、町ホームページをご覧ください。

## 償却資産とは？（対象資産）

土地および家屋以外の事業の用に供することができることができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される資産。

## 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、能登町内において工場・商店・農業・漁業・サービス業等の事業を営んでいる方および駐車場やアパートを貸し付けている方で償却資産を所有している方

## 課税標準の特例

令和6年能登半島地震により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして新たに償却資産を取得または改良した場合、その取得または改良された翌年から4年度分の固定資産税の課税標準額を2分の1とする特例措置があります。

特例措置を受けるためには震災により資産が被災したこと証する書類等が必要になります。詳細は町ホームページをご覧ください。役場税務課までお問い合わせください。

## 申告方法

通常の紙媒体による申告のほか、電子申告（eLTAx [エルタックス]）もご利用できます。なお、電子申告の利用方法については、eLTAx [エルタックス] のホームページをご覧ください。

《ヘルプデスク》0570-081-459 9:00～17:00（土日祝日・年末年始除く）

提出の際は、「マイナンバーカード」または「通知カード+本人確認書類」を忘れずにお持ちください。

※令和6年度の償却資産課税台帳に登録されている方等に対して「申告のご案内」を郵送にてお届けしています。その他、新規事業者等で申告義務が新たに生じる方は町ホームページより必要書類をダウンロードのうえ、申告してください。

## 令和6年能登半島地震に係る固定資産税の減免について

■対象となる税目 令和5年度固定資産税・都市計画税（第4期）、令和6年度固定資産税・都市計画税

■被災家屋の減免（申請は不要です）

被災家屋の減免は、罹災証明書の被害判定により行います。

■土地（宅地・農地）の減免（申請が必要です）

土地は、流出・埋没・崩壊・隆起などで使用不能となったもの（亀裂のみは対象外）

■必要書類 減免申請書・被害状況図・被害状況のわかる写真・課税明細書

■家屋・土地の被害程度による減免割合

| 減免の割合 | 家屋の被害判定 | 土地の被害の程度 |
|-------|---------|----------|
| 全額    | 全壊      | 80%～     |
| 10分の8 | 大規模半壊   | 60%～80%  |
| 10分の6 | 中規模半壊   | 40%～60%  |
| 10分の4 | 半壊      | 20%～40%  |

家屋の被害判定の状況と土地の被害程度は必ずしも一致するものではありません。

■受付場所 能登町役場税務課

■申請期限 令和7年1月31日⑥

※記載がない事項については、税務課までお問い合わせください。

☎ 税務課 資産税係 ☎ 62-8518

令和6年  
4月1日から



## 相続登記が義務化されました

- 相続登記の免税措置も拡充されています（令和7年3月31日まで）
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください →
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



## 不動産（土地・家屋）の相続登記が義務化されたのはなぜ？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害などが社会問題となっています。

この問題解決のため、法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

不動産の所有者が明確でない状態は、災害復旧にも影響を及ぼします。令和6年能登半島地震による被災家屋の公費解体においても、相続人が多数にわたるため、解体同意の連絡が困難なケースがありました。

## 基本的なルール

①相続人は、不動産を相続（遺贈を含む）で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが義務となります。法務局に申請が必要となります。

②遺産分割が成立し、これによって不動産を取得した場合も、遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をしなければなりません。

①と②のいずれのケースも、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料（ペナルティ）の適用対象となります。

## Q &amp; A

Q1 令和6年4月1日より以前に発生した相続は関係あるの？

A1 令和6年4月1日以前の相続についても不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。その場合、令和9年3月31日までに相続登記の申請をする必要があります。

Q2 相続登記の履行期限が過ぎたらすぐに過料の対象になるの？

A2 法務局の登記官が、申請義務違反の事実を把握した場合、あらかじめ申請義務を負う方に催告をします。催告に応じず相続登記の申請をしていただいた場合は、過料の対象とはなりません。

Q3 相続登記の申請って大変なんですよ？どのような手続をすればいいの？

A3 相続登記は不動産を管轄する法務局（能登町内であれば金沢地方法務局輪島支局）に申請して行います。手続は、①遺言書による場合、②遺産分割協議による場合、③法定の相続割合による場合など、ケースによって必要な書類が異なります。詳しくは、法務局ホームページで確認することができます。ご自分で申請するのが難しい場合、お近くの司法書士に依頼して申請することもできます。

## 3年以内に相続登記が困難な場合は？ ～相続人申告登記～

相続登記を長年放置したことにより、相続人が極めて多数にのぼり、他の相続人の把握に多くの時間を要するケースや、遺産分割の協議がまとまらないケースなど、相続登記をすぐに申請することができない場合、簡易な手続である「相続人申告登記」制度を利用していただくことで、申請義務を果たしたものとみなされます。

## 未登記の建物について

不動産登記法においては、建物を建築した後、1ヶ月以内に建物の表題部登記を行わなければなりません。

こちらは以前より義務化されています。そもそも登記自体がなされていない建物（未登記建物）も各地で散見されています。未登記建物についてもぜひ登記をお願いします。

石川県司法書士会では、司法書士による無料相談「相続専門ダイヤル」を開設しています

（平日10時～16時）

ぜひ、ご利用ください。 相続専門ダイヤル ☎ 076-236-2275



石川県司法書士会  
イメージキャラクター  
「シホマン」

## 家屋の新築、増築、滅失は届出が必要です

家屋を新築、増築したときは、法務局への登記申請が必要です。未登記の場合には、税務課へ未登記家屋の届出をしてください。家屋を取壊したときは、滅失登記の申請（未登記家屋の場合は滅失の届出）をしないと、存在しない家屋にそのまま課税されてしまう場合がありますので、税務課まで「固定資産税に関する申告書」の届出をお願いします。

※様式は税務課および各窓口へ備付けのほか、町ホームページからダウンロードできます。

# 確定申告



を予定されている方へ

令和6年能登半島地震により被害を受けた方へ

## ○雑損控除について

風水害等の自然災害や火災・害虫による災害、その他盗難や横領によって住宅や家財に損害を受けた場合、損害額に応じて所得税及び住民税の所得控除を受けられる可能性があります。損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後（5年間で限度）に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

## ○対象となる資産

損害を受けた資産が、次のいずれにも当てはまること。

- ・資産の所有者が次のいずれかであること。
  1. 納税者
  2. 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下の者
- ・棚卸資産もしくは事業用固定資産等または「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

## ○控除額

次のうちいずれか多い方の金額

(損害金額+災害関連支出-保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額×10%)

災害関連支出の金額-5万円

注意) 災害関連支出とは、住宅や家財の撤去費用等の「災害に関連するやむを得ない支出」をいいます。  
注意) 未払い分の補てん金額については見積もり額で申告してください。

## ○必要な手続き

雑損控除の適用を受けるには、所得税の確定申告（確定申告が必要ない方は町県民税申告）が必要です。申告の際には、雑損控除に関する事項を記載するとともに、必要な書類を添付（または提示）してください。

## ○申告に必要な書類の例

- ・被災した資産の明細（取得価格、取得時期、原状回復費用等）が分かるもの
- ・災害関連支出についての領収証
- ・保険等の補填金額が分かる書類
- ・罹災証明書

なお、所得税において雑損控除の適用を受ける場合には、輪島税務署での確定申告を行ってください。また、詳細については国税庁のホームページをご確認ください。

URL: <https://www.nta.go.jp/>

☎ 輪島税務署 ☎ 0768-22-2241



## 「税について」の作品「アンケート」

上位入賞者を紹介します。（町内関係者のみ掲載しています。）  
入賞した皆さん、おめでとうございます。

### ○作文

金沢国税局長賞  
輪島税務署長賞  
北陸税理士会輪島支部長賞  
輪島税務連絡協議会会長賞（金賞）  
輪島税務連絡協議会会長賞（銀賞）

大鷲和葉（松波中3年）  
嶋田美咲（松波中3年）  
兵伊悠（松波中3年）  
新保琴望（松波中3年）  
佐々木恵那（松波中3年）

### ○書道

輪島税務署長賞  
北陸納税貯蓄組合総連合会会長賞  
石川県納税貯蓄組合連合会会長賞  
北陸税理士会輪島支部長賞  
公益社団法人輪島法人会会長賞  
輪島間税会会長賞  
輪島税務連絡協議会会長賞（銀賞）  
輪島税務連絡協議会会長賞（銅賞）

橋本芽衣（鶴川小6年）  
西尾亜海（柳田小5年）  
横山理秀（柳田中2年）  
政田治樹（小木小6年）  
小谷内優衣（柳田小5年）  
坂口明帆（小木中2年）  
新池玲那（柳田中3年）  
西尾亜夢（柳田中3年）  
久田めぐる（宇出津小5年）  
源菜奈（柳田小6年）  
向坂心佑（松波小1年）  
中野なつめ（松波小6年）  
水元采郁（宇出津小5年）

### ○ポスター

奥能登地方税務協議会会長賞  
北陸納税貯蓄組合総連合会会長賞  
石川県納税貯蓄組合連合会会長賞  
輪島地区納税貯蓄組合連合会会長賞  
輪島税務連絡協議会会長賞（銀賞）  
輪島税務連絡協議会会長賞（銅賞）

佐野優羽（宇出津小5年）  
山下あい（松波中2年）  
青木瑠愛（宇出津小5年）  
山崎心渚（小木中2年）  
半田桃子（小木中1年）  
北濱海聖（小木小6年）  
嶋垣煌介（宇出津小5年）

